



2025年3月6日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 増 田 寛 也
(コード番号：6178 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室
(TEL. 03-3477-0206)

(変更)「当社子会社（JWT株式会社）による
トナミホールディングス株式会社株式（証券コード:9070）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更について

当社の子会社である日本郵便株式会社が100%出資し、当社の子会社であるJWT株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025年2月26日付で公表した「当社子会社（JWT株式会社）によるトナミホールディングス株式会社株式（証券コード:9070）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、添付資料となる2025年2月26日付「トナミホールディングス株式会社株式（証券コード:9070）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載事項の一部について変更及び訂正すべき箇所がありましたので、お知らせいたします。

詳細については、添付の「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「トナミホールディングス株式会社株式（証券コード:9070）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本資料は、公開買付者の親会社である日本郵政株式会社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者が、日本郵政株式会社に行った要請に基づき金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

(添付資料)

2025年3月6日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「トナミホールディングス株式会社株式（証券コード:9070）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」

2025年3月6日

各 位

会社名 日本郵便株式会社
代表者名 代表取締役社長 千田 哲也
問合せ先 (日本郵政) 経営企画部 IR室
(TEL. 03-3477-0206)

会社名 J W T 株式会社
代表者名 代表取締役 美並 義人
問合せ先 同上

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「トナミホールディングス株式会社
株式(証券コード:9070)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ

JWT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年2月26日に、トナミホールディングス株式会社(証券コード:9070、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。)の株券等を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年2月27日から本公開買付けを実施しております。今般、公開買付者が、公正取引委員会から2025年3月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年3月4日に受領したことに伴い、2025年2月27日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2025年2月27日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年2月26日にお知らせしました「トナミホールディングス株式会社株式(証券コード:9070)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。)及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり変更し、また、本プレスリリースの記載事項の一部について訂正すべき箇所がありましたので併せてお知らせいたします。

なお、本変更は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 本プレスリリースの変更内容

2. 買付け等の概要

② 算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(IV) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(ii) 答申理由

- ・本プレスリリースの36ページ
- イ 本取引の条件の公正性・妥当性

【訂正前】

＜前略＞

- (エ) 本公開買付価格に付されたプレミアム水準を分析するに、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月25日の終値に対するプレミアム、直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム、直近3か月間の終値単純平均値に対するプレミアム、及び直近6か月間の終値単純平均値に対するプレミアムとしては、プルータス・コンサルティングから説明を受けた本件指針が公表された2019年6月28日以降、2024年10月31日までに公表された親会社による上場子会社への買収及びMBO事例（対象会社から応募推奨意見が表明され、公開買付けが成立した事例を抽出し、TOBが不成立になった案件、ディスカウントTOB、リークによりプレミアムへの影響が考えられる案件等の異常値は除外されている。）におけるプレミアム水準と比べても相当程度のプレミアムが付されていると評価することができる。また、本公開買付価格が、対象者株式の過去10年間の最高値である8,090円を上回る価格であることから合理性の認められる価格であると評価でき、本公開買付価格は合理的な水準であると考えられる。
- (オ) 本公開買付価格は、第104期（2023年4月1日～2024年3月31日）有価証券報告書記載の2024年3月期末時点における1株当たり連結簿価純資産額（10,167.52円）を上回っている。したがって、本公開買付価格が、対象者1株当たり連結簿価純資産額を上回っていることから本取引の取引条件の妥当性が認められる。

＜後略＞

【訂正後】

＜前略＞

- (エ) 本公開買付価格に付されたプレミアム水準を分析するに、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月25日の終値に対するプレミアム、直近1か月間の終値単純平均値に対するプレミアム、直近3か月間の終値単純平均値に対するプレミアム、及び直近6か月間の終値単純平均値に対するプレミアムとしては、プルータス・コンサルティングから説明を受けた本件指針が公表された2019年6月28日以降、2024年11月30日までに公表された親会社による上場子会社への買収及びMBO事例70件（対象会社から応募推奨意見が表明され、公開買付けが成立した事例を抽出し、TOBが不成立になった案件、ディスカウントTOB、リークによりプレミアムへの影響が考えられる案件等の異常値は除外されている。）におけるプレミアム水準（プレミアムの平均値は公表の前営業日が49.35%、同日までの過去1か月間が51.64%、同過去3か月間が54.25%、同過去6か月間が55.03%）と比べても相当程度のプレミアムが付されていると評価することができる。また、本公開買付価格が、対象者株式の過去10年間の最高値である8,090円を上回る価格であることから合理性の認められる価格であると評価でき、本公開買付価格は合理的な水準であると考えられる。
- (オ) 本公開買付価格は、第104期（2023年4月1日～2024年3月31日）有価証券報告書記載の2024年3月期末時点における1株当たり連結簿価純資産額（10,167.52円）を上回っている。なお、本特別委員会としては、対象者より、2024年3月期末時点における対象者株式1株当たり連結簿価純資産額（10,167.52円）は、対象者が公表した直近の対象者株式1株当たり連結簿価純資産額であり、また、監査済の直近財務諸表に基づいて算出された数値であるとの説明を受け、かかる数値を用いることについて一定の合理性が認められると考えられる。したがって、本公開買付価格が、対象者1株当たり連結簿価純資産額を上回っていることから本取引の取引条件の妥当性が認められる。

＜後略＞

- ・本プレスリリースの37ページ
- ウ 本取引に係る手続の公正性

【訂正前】

＜前略＞

- (エ) 対象者は、対象者の代表取締役又は取締役である対象者経営陣について、それぞれ、本公開買付けの成立後本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに第三者割当の方法による公開

買付者の株式の引受けにより公開買付者に対して1,000万円の出資することを通じて、また、本取引の提案者であるとともに本取引終了後も継続して対象者の代表取締役又は取締役として対象者の経営にあたることを予定していることから、それぞれ本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加させておらず、また、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも一切参加させていない。

<後略>

【訂正後】

<前略>

(エ) 対象者は、対象者の代表取締役又は取締役である対象者経営陣について、それぞれ、本公開買付けの成立後本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに第三者割当の方法による公開買付者の株式の引受けにより公開買付者に対して1,000万円の出資することを予定しており、また、本取引の提案者であるとともに本取引終了後も継続して対象者の代表取締役又は取締役として対象者の経営にあたることを予定していることから、それぞれ本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加させておらず、また、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも一切参加させていない。

<後略>

(10) その他買付け等の条件及び方法

・本プレスリリースの44及び45ページ

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

【変更前】

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合、③対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,719百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び④対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,719百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲

渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【変更後】

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合、③対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び④対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

<後略>

II. 本公開買付け開始公告の変更内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

【変更前】

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合、③対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の

財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び④対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

<後略>

【変更後】

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合、③対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び④対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(4,719 百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

<後略>

以上